

京都市告示第400号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を農業用水路等以外の水路等から農業用水路等に変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成24年2月6日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	上賀茂水5017号	北区上賀茂津ノ国町82番地の4地先 同町78番地の12地先	点
2	北白川水0030号	左京区北白川追分町6番地の3地先 同町5番地地先	点
3	一橋水0002号	東山区本町二十二丁目490番地の1地先 同上	点
4	西院水0010号	右京区西院春栄町8番地の4地先 同町8番地の6地先	点
5	梅ヶ畑水0061号	右京区梅ヶ畑久保谷町18番地の5地先 同町18番地の1地先	点

(変更水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	大原水0231号	左京区大原井出町139番地地先 同上	点

(建設局土木管理部道路明示課)